

わが国のAEO制度への取り組み — 安全でスピーディーなグローバル物流の実現に向けて

財務省
関税局業務課 認定事業者調整官

よねやま てつあき
米山 徹明



1. はじめに

財務省・税関においては、このほど、貨物のセキュリティ管理と法令順守（コンプライアンス）の体制が整備された事業者をあらかじめ税関長が承認する認定事業者制度（AEO制度: Authorized Economic Operator Program）の普及・認知度向上を目的とし、図1のAEO制度のシンボルマークを策定しました。

図1 AEO制度シンボルマーク



このシンボルマークは、財務省・税関のみならず、既にAEO事業者として税関から承認されている商社の皆さまや日本貿易会のような貿易関連団体の方々にも、会社紹介や名刺等にご記載いただくなどしてご利用いただくことを想定しています。

2006年3月にわが国でAEO制度を導入して以降、商社各社をはじめとし、輸出入者、通関業者、倉庫業者等の多くの貿易関連事業者がAEO事業者の承認を得ています。また、世界的に見ても、欧米諸国のみならず日本企業

の進出が多いアジア諸国の税関当局においてもAEO制度が既に導入済み、または導入の検討が進められている状態で、世界各国でグローバル物流に携わる多くの事業者が、より安全・スピーディーな物流実現のためAEO承認の取得を進めつつあります。

このように世界的にAEO制度の導入が進められていることを背景に、AEO制度を導入している二国間で、両国のAEO制度を相互に承認することも同時に進められており、わが国は、世界で唯一、米国およびEU（全27加盟国）の双方とAEO相互承認を実施済みであるなど、わが国のAEO相互承認の取り組みは世界的に見て先進的なものとなっています。

今回は、日本貿易会月報の誌面をお借りして、財務省・税関が推進し、世界的に見ても普及・導入が進められているAEO制度について、ご説明させていただきます。

2. AEO制度とは

従来から、貿易においては、経済活動としての健全なグローバル物流の陰に隠れて、平穏な市民生活を脅かす不正薬物などの取引が行われることもあり、各国の税関は、このような不正な物品の輸出入を取り締まることをその主な職責としてきました。

ところが、2001年9月11日、米国で発生した

同時多発テロは、このような従来からの税関の水際での取り締まりに、テロ対策としてのグローバル物流のセキュリティ（安全）確保という新たな側面を加えることになりました。

実際にテロの対象となった米国においては、その翌年の2002年から、24時間ルール^(注1)、C-TPAT^(注2) およびCSI^(注3) といった、自国をテロから守るための施策が次々と実施されていますが、その主な目的は、海上コンテナ貨物を中心とする米国への輸入貨物の安全性の確保、テロに使用される恐れのある貨物の輸入阻止にあります。

このような米国の動きに呼応して、同時多発テロの発生以降、各国の税関においても、グローバル物流におけるセキュリティ確保に向けた取り組みを急速に進展しています。ただし、グローバル物流におけるセキュリティの確保は、円滑なグローバル物流を阻害する要因ともなりかねないことから、国際貿易を健全に発展させるためには、物流の円滑化・効率化に配慮しつつ、セキュリティを確保することが極めて重要となります。

このような状況を踏まえ、世界税関機構(WCO: World Customs Organization) およびその加盟各国の税関当局においては、貿易関連事業者によるセキュリティ管理・法令順守の体制整備に向けた取り組みを重視し、そのような取り組みを行っている事業者に対しては、簡易かつ迅速な税関手続きを提供する制度の導入について検討が急速に進められてきました。

このような貿易関連事業者のセキュリティ管理と法令順守のための体制整備を基本として、税関当局と貿易関連事業者との信頼関係によって国際貿易におけるセキュリティ確保と効率化

の双方を実現しようとする取り組みが、認定事業者(AEO) 制度と呼ばれるものです。

3. わが国におけるAEO制度への取り組み

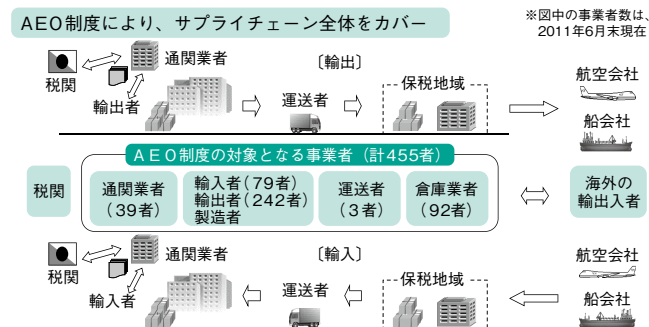
(1) わが国でのAEO制度の導入

わが国においては、米国で発生した同時多発テロ以降、グローバル物流におけるセキュリティ対策の強化が求められる一方、わが国の国際競争力向上のためグローバル物流の円滑化推進も同時に達成する手法として、2006年3月にAEO制度が導入されました。

具体的には、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者としてあらかじめ税関長の承認を受けたAEO事業者が税関手続きの簡素化・迅速化等のメリットを受ける制度となっています。このわが国の制度はAEO制度の国際標準である2006年に世界税関機構で採択されたAEOガイドラインと整合的なものとなっています。AEO制度の導入当初の対象事業者は輸出者のみでしたが、順次、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者と対象事業者を拡大してきました。

わが国のAEO事業者は2011年6月末現在で、輸入者79者、輸出者242者、倉庫業者92者、通関業者39者、運送者3者の計455者となっています(図2参照)。

図2 わが国のAEO制度



(2) AEO事業者になるためには

AEO事業者になるためには、各事業者は自らのセキュリティ管理と法令順守の体制について税関と相談し、体制整備がなされた事業者として税関長の承認を得る必要があります。

輸出入者等の事業者がAEOの承認を得るためには、①高い業務遂行能力を有している（税関手続きに関する知識および経験が十分である等）、②法令順守規則（税関手続きを適正に行うための体制および手順等を定めた規則）を定めている、③一定期間、関税法等の法令違反がないといった要件を満たす必要があります。

AEO事業者の承認を得るための要件の詳細は、通達として公表しており、税関ホームページ^(注4)にも掲載しています。

なお、より多くの方にAEO事業者になっていただくため、前述のAEO事業者となるための要件を定めた通達を、より分かりやすく簡易な記載ぶりとしたAEO認定要件チェックリストも同時に税関ホームページ^(注5)に掲載しております。

AEO制度にご関心がある事業者の方は、ぜひ、AEO認定要件チェックリストをご覧ください。多くとともに、お気軽に最寄りの税関のAEO担当部門にご連絡いただきますようお願いいたします。

(3) AEO事業者になることのメリット

AEO事業者になることにより、自社のセキュリティ対策・法令順守体制が整備されていることがその国の税関当局によって認証されることがとなります。従って、AEO取得は自社のグローバル物流についてセキュリティ対策や法令順守体制が確保されていることの証左となることから、セキュリティ対策等について関心が高い欧米各国においては、ビジネス戦略として多くの事業者がAEOの承認を得ています。また、

ある国でAEO事業者として承認され、その国が後述のAEO制度の国際的な相互承認を進めていけば、その事業者はAEO事業者としての企業ステータスが国際的にも認知されることとなります。

このようなセキュリティ対策等の証左としてのメリット以外にも、税関手続き上のメリットも発生します。

AEOガイドラインを定めている世界税関機構は、AEO導入に当たって、「税関当局によって提供されるメリットに対する民間部門の高い評価は、民間部門が既存の安全確保措置を強化する過程で生じる追加的なコストを正当化するための重要な要素である。明確で目に見えるメリットは、ビジネス界にAEO取得のインセンティブを提供するのに役立つこととなる」とし、AEO事業者は各国税関当局のパートナーとしてセキュリティ確保、法令順守体制の整備を達成していることから、各国税関当局はAEO事業者に対して税関手続き上のメリットを与えるべきとの立場を示しています。

これを受けて、わが国を含め各国のAEO制度においては、自国の税関手続きに応じた手続き上のメリット(例:税関による審査・検査の緩和)をAEO事業者に提供しています。

わが国における税関手続き上のメリットの例は表1の通りですが、例えば、一般輸出者は輸出しようとする貨物を保税地域等に搬入した後には輸出申告を行い税関による審査・検査を経た後に輸出許可を得ることになりますが、AEO輸出者は、輸出しようとする貨物を保税地域等に搬入することなく、輸出申告を行い、許可を得ることが可能となっており、リードタイムの短縮、物流コストの削減が見込まれるとともに、税関による審査・検査の軽減による物流の予見可能性が増すこととなります。

表1 具体的な税関手続き上のメリットの例

輸入者	倉庫業者
・輸入貨物が日本に到着する前に通関手続きを完了することにより、貨物の早期引き取りが可能 ・輸入申告時の申告項目を軽減 ・輸入申告時に税関の書類審査・検査の負担を軽減 ・関税等の納税を後日まとめて行うことが可能	・倉庫等に外国貨物を保管するために必要な税関の許可が不要（税関への届け出のみ） ・税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料の免除 ・税関に届け出た倉庫等における帳簿の保存期間を、一般の倉庫等と比べて短縮（2年→1年）
輸出者	通関業者
・輸出貨物の通関手続きを自社の工場・倉庫等で完了することにより、船積みまでの手続きを簡素化 ・輸出申告時に税関の書類審査・検査の負担を軽減	・輸入貨物が日本に到着する前に通関手続きを開始し、また、一定の条件の下、輸出貨物を工場・倉庫等に置いたまま通関手続きを開始することが可能 ・関税等の納税を後日まとめて行うことが可能 ・特定の税関官署の管轄区域内に蔵置されている貨物について、あらかじめ選択した税関官署に輸出申告を行うことが可能
運送者	
・運送ごとの保税運送承認が不要	

4. AEO制度の国際的な動き

(1) 各国での導入状況

2001年9月11日、米国で発生した同時多発テロを契機とし、税関の取り締まりの概念にグローバル物流のセキュリティ確保という新たな側面が加わったことを受け、各国で名称は異なりますが、日本のAEO制度と同様の制度が、米国（C-TPAT制度）、EU（AEO制度、EU全27加盟国で同一の制度を導入）、韓国（AEO制度）、シンガポール（STP-Plus制度）、カナダ（PIP制度）、NZ（SES制度）、中国（CME制度）、マレーシア（AEO制度）等にて運用されています。

また、現在、日系企業が多く進出しているASEAN各国やインド等においても、AEO制度の本格導入の作業が進められています。財務省・税関としては、アジアにおいてAEO制度の本格導入を進めている開発途上国に対しては、積極的に技術支援を行い、アジア地域における貿易円滑化の推進に貢献していくこととしています。

(2) AEO制度の相互承認

AEO制度の導入が各国政

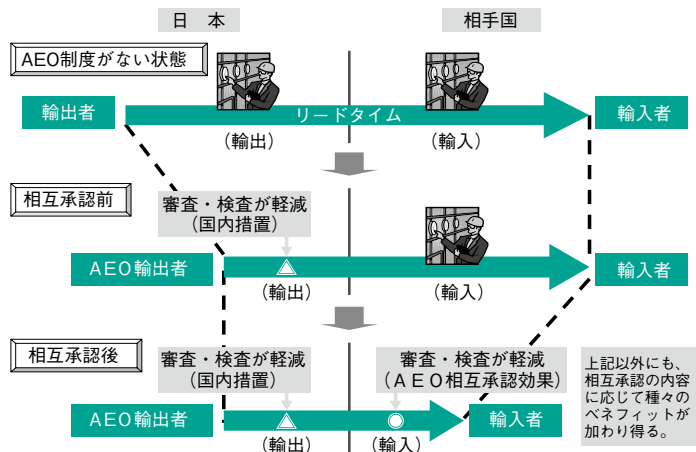
府において積極的に進められていく中で、その次のステップとして各国が取り組んでいるのがAEO制度の相互承認です。

AEO制度の相互承認とは、AEO制度を実施している国同士が、それぞれの

AEO事業者に関する承認の事実を相互に尊重し、相手国のAEO事業者が関与する貨物の自国内での通関手続き等について便益を与えることを相互に認めることにより、両国間の物流のセキュリティ確保と円滑化を同時に図ろうとする取り組みです。

AEO相互承認の実施によるわが国のAEO事業者が得られる効果例としては、①自社が関与する輸出入貨物について日本税関のみならず、相手国における税関手続きでも書類審査・検査の負担が軽減される（図3参照）、②AEOとしての企業ステータスが国際的に認知されるといった効果が発生します。

図3 AEO相互承認の一般的効果の例（リードタイムの短縮等）



わが国のAEO相互承認の取り組み状況としては、既に米国、EU（全27加盟国）、NZと相互承認を合意・実施済みであり、2010年6月にはカナダ、2011年5月には韓国、2011年6月にはシンガポールと相互承認について両国税関当局間で合意し、現在、実施のための調整を進めています。また、マレーシア、中国との間では双方のAEO制度について研究を進めているところです。

このわが国の取り組みは、①世界で唯一、米国およびEUの双方と相互承認を実施済みであり、②2011年6月末現在で、世界では17組のAEO相互承認が合意されており、そのうちの6組は日本に係るもの、および③日本が合意している国・地域数(5ヵ国+EU)は世界で最も多くなっているなど、世界的に見て先進的なものとなっています(図4参照)。

(3) わが国のアジア各国への働き掛け（アジア・
カーゴ・ハイウェイ構想）

2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、特にアジア地域における貿易関連手続きの一層の円滑化を通じた「モノの流れ倍

増」の文脈で、AEO制度の構築支援・相互承認の推進が盛り込まれています。これを受けて、財務省関税局・税関は、ASEAN諸国等との間で大臣会談や税関当局間の政策協議等を開催し、アジアの貿易円滑化の将来目標として、AEO相互承認を中核的な要素の1つとする「アジア・カーゴ・ハイウェイ構想」を提案してきました。

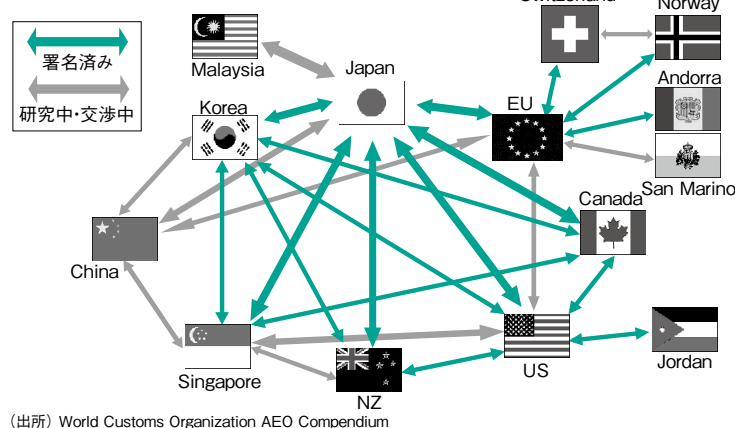
このような働き掛けの結果、2011年4月28、29日にカンボジア・プノンペンで開催された日ASEAN関税局長・長官会合においてアジア・カース・ハイウェイ構想の実現に向けて取り組みを進める必要性に合意した上で、2014年までにASEAN6（シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンおよびブルネイ）に、2018年までにASEAN4（カンボジア、ラオス、ミャンマーおよびベトナム）にそれぞれAEO制度を導入することを目指すことで合意しています。また、各国でのAEO制度の普及・運用実績を見ながらASEAN諸国との間で、AEO相互承認のネットワークを拡大することを目指していくこととしています。

このアジア・カーゴ・ハイウェイ構想につい

ては、2011年5月に開催されたASEAN+3財務大臣会合およびアジア開発銀行（ADB）総会総務演説において野田財務大臣からも同構想の推進が表明されています。

2011年6月に合意に至ったシンガポールとのAEO相互承認は、アジア・カーゴ・ハイウェイ構想を実現させるための第一歩です。シンガポールにおけるAEO制

図4 AEO相互承認の世界の現状



度（STP-Plus制度）は2008年より本格実施されており、わが国のAEO制度の相互承認の対象となるSTP-Plus事業者は、現在30者程度ですが、シンガポールは韓国やカナダとAEO相互承認を署名済みであり、ASEAN諸国の中でも、AEO制度の整備が進んでいる国です。シンガポールとのAEO相互承認を皮切りに、ASEAN諸国とのAEO相互承認を進めていくことにより、わが国産業界が享受するメリットも増大していくものと期待しています。

(4) 今後のAEO相互承認の展開

AEO相互承認を実施するためには、①両国税関当局において近代的な税関手続きが執行されていること、②両国に一定程度のAEO制度の運用実績があること、③両国の税関当局においてAEO事業者の承認の制度運用が適切に実施されていること等が前提となります。このため、AEO相互承認のネットワークは相手国での税関手続きの現状を法制度面、税関業務の執行面の両面を見ながら進めていく必要があります。今後は、アジア・カーゴ・ハイウェイ構想を活用しながら、相手国の税関行政やAEO制度の取り組みにわが国としても積極的に関与し、改善を図るといった協力を実施しながら、AEO相互承認のネットワークを拡大していきたいと考えています。

また、現在、合意済みの各国とのAEO相互承認においても、両国のAEO事業者の方々がAEO相互承認から得られるメリットをさらに大きなものとすべく、引き続き、米国やEU等と実行中のAEO相互承認についても、随時、見直しに当たっていききたいと考えています。

5. 最後に

AEO制度において、AEO事業者は、税関

のパートナーとして税関による承認前の確認や承認後の事後監査により、セキュリティ対策・法令順守が担保されています。世界的に貿易量が増加する中、わが国を含めた世界各国の税関当局においては、AEO事業者に対してさらなる規制・運用緩和を行い、輸出入通関の現場においては、税関が保有する限られた行政資源をAEO事業者以外の者に振り向けていくことが今後の世界的な傾向ではないかと考えます。

商社の方々は既に各国のAEO事業者の承認を得ている方々も多いと思いますが、既にAEO事業者の承認を得ている企業の皆さまには、その高いセキュリティ対策・法令順守体制を維持向上していただくとともに、より安全・スピーディーなグローバル物流の実現に向け、皆さまの貨物に関与する物流関係業者の方々にもAEO事業者の承認を得るよう働き掛けていただければ幸いです。また、AEO事業者としての承認をまだ得ていない事業者の方々も、この機会にぜひAEO資格取得を検討いただければと思います。

（本文中、意見にわたる部分は、全て筆者の個人的な見解です）

（注）

- 1 「24時間ルール」とは、米国に輸出する貨物について、輸出国における船積み前の24時間前までに、輸出する貨物に関する情報（積荷目録情報）を米国税関に提出することを船会社に義務付ける制度。
- 2 「C-TPAT（Customs-Trade Partnership Against Terrorism）」とは、米国税関が米国への輸入貨物について導入した制度で、仕出地から米国の輸入者に至るサプライチェーン全体のセキュリティ強化を目的とした官民共同の取り組みであり、米国における輸入貨物に係るAEO制度と理解して差し支えない。
- 3 「CSI（Container Security Initiative）」とは、米国向けに貨物を輸出する輸出港に米国税関の職員を派遣し、当地の税関と協力してリスク度の高い貨物を船積み前に特定する取り組み。
- 4 <http://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-H19z0418.pdf>
- 5 <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/checklist.htm>